

高気圧作業健康診断

高圧室内作業または潜水作業に従事する労働者に対しては、雇入れ時、当該業務への配置替え時及びその後6ヶ月以内ごとに1回、定期的に、次の項目の健康診断を実施しなければなりません。

第一次検査の結果、医師が必要と認めた者については、第二次検査を実施しなければなりません。

第一次検査

- 既往歴及び高気圧業務歴の調査
- 関節、腰もしくは下肢の痛み、耳鳴りなどの自覚症状または他覚症状の有無の検査
- 四肢の運動機能の検査
- 鼓膜及び聴力の検査
- 血圧の測定ならびに尿中の糖及び蛋白の有無の検査
- 肺活量の検査

第二次検査

- 作業条件調査
- 肺換気機能検査
- 心電図検査
- 関節部のX線直接撮影による検査